力熊本県公報

第 1 1 3 7 9号 平成 18年3月10日(金) (毎週 月・水・金発行)

目 次

告 不		
○公有水面埋立てのしゅん功認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(河 川 課)	1
〇農地法第 62 条第 2 項に基づく土地配分計画		2
〇公有水面埋立免許の出願		3
	(畜産衛生課)	3
○保安林の指定の解除の予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		4
	(財 政 課)	4
	/ z-h.	
〇開発行為工事完了	(建築課)	84
〇開発行為に関する工事の検査済証交付及び工事完了	(本了办签部)	84
○大規模小売店舗立地法に基づく届出····································	(商工政策課)	84 85
○ 争議予告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		86
○荒尾市住吉土地区画整理事業の事業計画変更の認可		87
	(商工政策課)	87
		87
○水俣病総合対策医療事業等診療報酬明細書データ入力等事務委託業務	,	0,
	水俣病対策課)	87
○メールシーラーの借入れに係る一般競争入札⋯⋯⋯⋯⋯⋯	(情報企画課)	89
○平成18年度パソコン及びプリンタ等の保守委託業務に係る一般競争入		
札	(")	92
〇平成18年度マニフェスト入力業務委託に係る一般競争入札(原		94
〇平成 18 年度地下水位観測等業務に係る一般競争入札の実施	(環境保全課)	96
登載依頼	는 소프 가는 수단 소리 소	
〇有明海自動車航送船組合組織規則の一部を改正する規則(有明海自動車のサインサール・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン		98
○地方公営企業法の規定に基づく料金徴収事務の委託······(① ○第2回熊本県グリーン購入推進方針リサイクル建設資材判断基準等検討		98
一 	(環境政策課)	98
515151	(文 化 課)	98
		フプ

告 示

熊本県告示第 235 号

公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成 18 年 3 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 しゅん功認可年月日
 - 平成 18 年 3 月 1 日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

道路管理者 熊本県 代表者 熊本県知事 潮谷義子

- 3 埋立区域
 - (1) 位置

(A 区域)

水俣市大迫字高柳 808 の 5、字牛鼻 804 の 1 及びこれらの区域に介在する水路地先 公有水面

(B 区域)

水俣市大迫字牛鼻 803 の 1 及び 771 の 2 地先公有水面

(2) 区域

(A 区域)

次の①の地点から⑤の地点までを順次直線で結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結ぶ春分・秋分の満潮位(TP + 1.63 メートル)における公有水面と陸地との境界線によ

- り囲まれた区域
 - ①の地点 熊本県葦北郡津奈木町の国土地理院水峠三等三角点(北緯 32 度 14 分 44 秒 547、東経 130 度 26 分 43 秒 118)から 218 度 38 分 02 秒 2,230.16 メート ルの地点
 - ②の地点 ①の地点から 160 度 24 分 22 秒 5.80 メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から 160 度 37 分 24 秒 1.66 メートルの地点
 - 4 の地点 ③の地点から 249 度 15 分 46 秒 1.00 メートルの地点
 - ④の地点から 159 度 21 分 00 秒 ⑤の地点から 249 度 04 分 15 秒 ⑤の地点 0.50 メートルの地点
 - 1.37 メートルの地点 ⑥ の 地 点 2.43 メートルの地点 ⑥の地点から 158 度 25 分 03 秒 ⑦の地点
 - 2.30 メートルの地点 ⑦の地点から 157 度 50 分 17 秒 ⑧の地点
 - 2.30 メートルの地点 9の地点 ⑧の地点から 157 度 13 分 23 秒
 - 2.30 メートルの地点 ⑩の地点 ⑨の地点から 157 度 07 分 31 秒
 - 2.30 メートルの地点 ⑩の地点から 156 度 31 分 13 秒 (11) の地点
 - (12)の地点 ⑪の地点から 155 度 57 分 51 秒 2.30 メートルの地点
 - (3)の地点 ②の地点から 155 度 22 分 22 秒 2.30 メートルの地点
 - 1.93 メートルの地点 ③の地点から 154 度 54 分 40 秒 個の地点
- ⑭の地点から 244 度 21 分 57 秒 ⑤の地点 20.23 メートルの地点

(B 区域)

次の⑯の地点から⑲の地点までを順次直線で結んだ線及び⑯の地点と⑳の地点を結 ぶ春分·秋分の満潮位(TP+1.63メートル)における公有水面と陸地との境界線によ り囲まれた区域

熊本県葦北郡津奈木町の国土地理院水峠三等三角点(北緯32度14分44 16の地点 秒 547、東経 130 度 26 分 43 秒 118) から 218 度 12 分 26 秒 2,257.86 メートルの地点

- 16の地点から64度21分57秒 13.74 メートルの地点 ⑪の地点
- 1.38 メートルの地点 ⑰の地点から 157 度 22 分 03 秒 18 の地点
- 19の地点 ⑧の地点から 153 度 34 分 47 秒 2.30 メートルの地点
- 20の地点 ⑩の地点から 153 度 00 分 42 秒 2.30 メートルの地点
- ②の地点 ②の地点から 152 度 22 分 38 秒 2.30 メートルの地点
- ◎の地点 ②の地点から 151 度 48 分 32 秒 2.30 メートルの地点
- ②の地点 ②の地点から 151 度 15 分 44 秒 2.30 メートルの地点
- 29の地点 2.30 メートルの地点 図の地点から 150 度 39 分 01 秒
- 3の地点 2.30 メートルの地点 図の地点から 150 度 14 分 56 秒 ③の地点から 149 度 37 分 18 秒 20の地点 2.30 メートルの地点
- 20の地点 ∞の地点から 149 度 06 分 32 秒 2.30 メートルの地点
- 図の地点から 148 度 31 分 11 秒 2.30 メートルの地点 ∞の地点
- 29の地点 図の地点から 147 度 19 分 56 秒 2.30 メートルの地点
- 図の地点から 146 度 44 分 17 秒 2.30 メートルの地点 ⑩の地点
- ③の地点 ⑩の地点から 146 度 13 分 12 秒 2.30 メートルの地点
- 2.30 メートルの地点 砂の地点 ③の地点から 145 度 35 分 30 秒
- ③の地点 図の地点から 146 度 11 分 08 秒 2.30 メートルの地点
- 3の地点 ③の地点から 145 度 34 分 16 秒 2.30 メートルの地点
- 図の地点から 145 度 03 分 10 秒 2.30 メートルの地点 ③の地点 30の地点 ③の地点から 144 度 33 分 18 秒 1.30 メートルの地点
- 切の地点 窗の地点から 144 度 22 分 37 秒 1.09 メートルの地点
- ∞の地点
- 切の地点から 53 度 46 分 37 秒 1.40 メートルの地点 9の地点 図の地点から 143 度 47 分 29 秒 1.16 メートルの地点
- (3)面積
 - (A 区域) 207.30 平方メートル
 - (B区域) 404.97 平方メートル
 - (合計) 612.27 平方メートル
- 4 埋立地の用途
 - 道路用地
- 埋立免許年月日及び指令番号 5
 - 平成14年7月1日 熊本県指令河第23号
- 関係図書の閲覧

水俣市において、しゅん功認可の告示の日から起算して 10 年間据え置くものとする。

熊本県告示第 236 号

農地法(昭和27年法律第229号)第62条第2項に基づく土地配分計画を次のとおり作 成した。

平成 18 年 3 月 10 日

義 熊本県知事 潮 谷 子

地区名	所 在	相手方 の区分	用 途	口数	売渡予定面積 (平方メートル)
中村	宇城市三角町中村字一ノ禿 3138	増反	農地	1	230

計 1

熊本県告示第 237 号

公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第2条第2項の規定に基づき公有水面埋立て の出願があったので、同法第3条第1項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧 に供する。

なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間の満了の日までに意見書を提出すること ができる。

平成 18 年 3 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 出願者の住所及び氏名 1
 - 玉名市繁根木 163 番地 大正開漁港管理者 玉名市
- 埋立区域
 - (1)位置

玉名市岱明町高道 3121 ~ 3144 に隣接する無番地に隣接する平成7年12月28日付 け熊本県指令漁第61号の免許に係る埋立の埋立区域地先及び2909の4地先公有水

(2)区域

> 次の1の地点から10の地点を順次直線で結んだ線、10の地点と12の地点を結ぶ 平成 17 年の秋分の満潮位 (DL + 4.76 メートル) における公有水面と長保東防波堤 との境界線、12の地点と1の地点を結ぶ平成7年12月28日付け熊本県指令漁第61 号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線 (DL + 4.76 メートルにより決定) により囲まれた区域

- 1の地点 大正開漁港 基点 T-1 (北緯 32 度 53 分 16 秒 東経 130 度 30 分 38 秒)か ら 283 度 00 分 08 秒 121.342 メートルの地点
- 2 の地点 1の地点から320度31分53秒 1.248 メートルの地点
- 3の地点 2 の地点から 230 度 31 分 59 秒 0.144 メートルの地点
- 4の地点 3 の地点から 320 度 31 分 33 秒 21.800 メートルの地点
- 0.146 メートルの地点 4 の地点から 50 度 31 分 57 秒 5の地点
- 8.200 メートルの地点 5 の地点から 320 度 31 分 56 秒 6の地点
- 6 の地点から 230 度 31 分 59 秒 0.147 メートルの地点 7の地点
- 7の地点から320度31分33秒 26.760 メートルの地点 8の地点
- 8.150 メートルの地点 9の地点 8 の地点から 230 度 31 分 56 秒 9 の地点から 320 度 31 分 56 秒
- 18.189 メートルの地点 10 の地点
- 16.109 メートルの地点 10 の地点から 50 度 09 分 42 秒 11 の地点 11 の地点から 47 度 09 分 06 秒 12.862 メートルの地点 12 の地点
- (3)面積

1,739.12 平方メートル

- 埋立てに関する工事の施行区域
 - 位置

玉名市岱明町高道 3121 ~ 3144 に隣接する無番地に隣接する平成7年12月28日付 け熊本県指令漁第61号の免許に係る埋立の埋立区域内及び同地先公有水面並びに 2909の4地内及び同地先公有水面

区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及びAの地点とDの地点を直線で結んだ線によ り囲まれた区域

- Aの地点 大正開漁港 基点 T-1(北緯 32 度 53 分 16 秒 東経 130 度 30 分 38 秒)か ら 260 度 21 分 16 秒 151.488 メートルの地点
- A の地点から 320 度 31 分 57 秒 113.254 メートルの地点
- 84.383 メートルの地点 Cの地点 Bの地点から 50 度 32 分 03 秒
- C の地点から 140 度 31 分 57 秒 113.254 メートルの地点 Dの地点
- (3)面積

9.556.67 平方メートル

- 埋立地の用途
 - 漁港施設用地
- 関係書類の縦覧場所 5
 - 熊本県林務水産部漁港課及び玉名市岱明総合支所経済課
- 縦覧期間
 - 告示の日から起算して3週間

熊本県告示第 238 号

家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり 家畜伝染病に係る届出があったので、同条第4項の規定により公示する。

平成 18 年 3 月 10 日

熊本県知事 子 潮 谷 義

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発生頭数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成 18 年 2 月 27 日	荒尾市	1戸1頭	乳用牛

熊本県告示第 239 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 29 条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。 平成 18 年 3 月 10 日

> 熊本県知事 潮 谷 義 子

- 解除に係る保安林の所在場所 熊本県人吉市上永野町字古ノ山 2835 の 13、2835 の 14 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 2
- 解除の理由 道路用地とするため

熊本県告示第 240 号

平成 17 年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算は、平成 18 年 2 月定例県議会にお いて次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の 規定により公表する。

平成 18 年 3 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子 平成17年度熊本県一般会計補正予算(第7号)

平成17年度熊本県の一般会計の補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,180,797千円を減額し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ727,759,816千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第213条第1項の規定により翌年度に 繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。 (地方債の補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	
1 県 税	24.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.	137,358,223	4,250,701	141,608,92
	1 県 民 税	31,573,102	1,219,097	32,792,19
	2 事 業 税	33,080,172	3,615,643	36,695,81
	3 地方消費税	16,721,304	△ 900,349	15,820,95
	4 不 動 産 4 取 得 税	4,598,993	14,813	4,613,80
	5 県たばこ税	3,660,889		3,647,74
	5			
		869,970	32,692	902,66
	7 自動車税	25,059,283	△ 192,060	24,867,22
	8 鉱 区 税	11,178	△ 256	10,92
	9 自 動 車 取 得 税	4,500,619	136,692	4,637,31
	10 軽油引取税	16,892,710	510,523	17,403,23
	11 狩 猟 税	67,361	443	67,80
	12 産業廃棄物税	321,877		148,64
	13 旧 法 に よる 税	765		140,04

款	項	補正前の額	補正額	ät
2 地方消費税 清 算 金		手円 34,932,775	手円 △ 602,685	手円 34,330,090
	1 地方消費税 清 算 金	34,932,775	△ 602,685	34,330,090
3 地方譲与税		13,843,000	130	13,843,130
	1 所得讓与稅	9,808,000	130	9,808,130
4 地方特例 交付金		11,418,000	△ 159,398	11,258,602
	1 地方特例 交付金	11,418,000	△ 159,398	11,258,602
5 地方交付税		217,742,000	1,842,656	219,584,656
	1 地方交付税	217,742,000	1,842,656	219,584,656
6 交通安全対策 特別交付金		831,000	△ 80,346	750,654
	1 交通安全対策 特別交付金	831,000	△ 80,346	750,654
7 分担金及び 負担金		8,763,490	△ 7,665	8,755,825
	1 分 担 金	840,142	16,555	856,697
	2 負 担 金	7,923,348	△ 24,220	7,899,128
8 使用料及び 手 数 料		12,869,093	3,103	12,872,196
	1 使用料	9,250,441	103,762	9,354,203

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 手 数 料	3,618,652	△ 100,659	3,517,99
9 国庫支出金	A	127,948,696	△ 2,396,335	125,552,36
	1 国庫負担金	46,047,292	△ 98,366	45,948,92
	2 国庫補助金	78,150,941	△ 1,679,394	76,471,54
	3 国庫委託金	3,750,463	△ 618,575	3,131,88
10 財産収入		1,458,542	△ 20,764	1,437,77
	1 財産運用 収 入	947,293	27,130	974,42
	2 財産売払 2 収 入	511,249	△ 47,894	463,35
11 寄 附 金		39,972	△ 6,970	33,00
	1 寄 附 金	39,972	△ 6,970	33,00
12 繰 入 金		31,795,254	△ 18,749,544	13,045,71
	1 特別会計 1 繰 入 金	4,209,727	78,034	4,287,76
	2 基金繰入金		△ 18,827,578	8,757,94
13 繰 越 金		1,442,684		
	1 繰 越 金	1,442,684		

款			項	補正前の額	補正額	計
				千円	千円	千円
14 諸 収	入			41,549,884	△ 5,290,432	36,259,452
		1	県預金利子	6,000	19,000	25,000
		2	貸付金元利収入	26,835,904	△ 6,323,787	20,512,117
		3	受託事業 収 入	1,637,537		1,528,982
		4	収益事業収入	5,782,758		5,961,790
		5	利 子 割精算金収入	10,983		14,184
		6	雑入	6,910,331	940,677	7,851,008
15 県	債			101,948,000		99,232,800
20 210	77	1	県 債			
· .		1	<u> </u>	101,948,000	△ 2,715,200	99,232,800
歳	入	合	計	743,940,613	△ 16,180,797	727,759,816

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		1,617,627	1,164	1,618,79
	1 議 会 費	1,617,627	1,164	1,618,79
2 総 務 費		34,781,235	4,270,888	39,052,12
	1 総務管理費	11,830,595	5,716,868	17,547,46
	2 企 画 費	5,030,720	△ 409,813	4,620,90
	3 徴 税 費	6,427,593	△ 354,640	6,072,95
	4 市 町 村 振 興 費	7,384,026	△ 364,185	7,019,84
	5 選 挙 費	1,424,650	△ 226,911	1,197,73
	6 防 災 費	920,983	△ 22,593	898,39
	7 統計調査費	1,351,819	△ 73,346	1,278,47
	8 人 事 委員会費	196,763	△ 2,224	194,53
	9 監査委員費	214,086	7,732	221,83
3 民 生 費		66,622,520	△ 2,524,253	64,098,26
	1 社会福祉費	41,230,696	△ 864,278	40,366,41

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 児童福祉費	20,763,997	△ 1,621,022	19,142,975
	3 生活保護費	4,626,062	△ 38,887	4,587,175
	4 災害救助費	1,765	△ 66	1,699
4 衛 生 費		33,509,847	△ 789,536	32,720,311
	1 公衆衛生費	24,479,198	△ 148,860	24,330,338
	2 環境衛生費	5,615,764	△ 532,418	5,083,346
	3 保健所費	2,628,880	△ 50,770	2,578,110
	4 医薬費	786,005	△ 57,488	728,517
5 労 働 費		2,183,541	△ 158,532	2,025,009
	1 労 政 費	346,310	△ 93,691	252,619
	2 職業訓練費	1,471,550	△ 72,698	1,398,852
	3 失業対策費	252,636	△ 17,100	235,536
	4 労 働 4 委員会費	113,045	24,957	138,002
6 農 林 水産業費		82,782,725	△ 3,891,155	78,891,570
	1 農 業 費	18,534,402	△ 1,670,201	16,864,201

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 畜産業費	4,119,337	△ 354,363	3,764,974
	3 農 地 費	32,417,012	△ 921,764	31,495,248
	<u> </u>	02,121,012		
	4 林 業 費	20,001,515	△ 740,834	19,260,68
	5 水産業費	7,710,459	△ 203,993	7,506,46
7 商 工 費		29,361,362	△ 6,089,096	23,272,26
	1 商 業 費	25,068,340	△ 5,912,488	19,155,85
	2 工鉱業費	3,400,832	△ 16,273	3,384,55
	3 観 光 費	892,190	△ 160,335	731,85
8 土 木 費		110,430,053	△ 674,556	109,755,49
	. I be an att	1-0110-1		17.001.00
	1 土木管理費	15,214,374	66,932	15,281,30
	2 道 路 6 路 6 路 6 日本 6 日本 6 日本 6 日本 6 日本 6 日本	52,445,566	△ 703,473	51,742,09
	3 河川海岸費	25,201,573	△ 77,245	25,124,32
	4 港 湾 費	5,208,041		
	5 都市計画費	9,973,123	254,374	10,227,49
	6 住 宅 費	2,387,376	△ 69,328	2,318,04

報

	<u> </u>	<u></u>	<u> </u>	
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
9 警 察 費		42,374,335	△ 418,348	41,955,987
	1 警察管理費	38,247,448	△ 293,427	37,954,021
	2 警察活動費	4,126,887	△ 124,921	4,001,966
10 教 育 費		175,229,920	△ 1,645,339	173,584,581
	1 教育総務費	21,075,288	374,265	21,449,553
	2 小学校費	65,341,905	△ 640,105	64,701,800
		:		
	3 中学校費	36,318,204	△ 506,057	35,812,147
	, 古然处校 建	00.441.000	700.005	05 700 050
	4 高等学校費	36,441,863	△ 739,005	35,702,858
	5 特殊兴扬 弗	8,881,152	113,350	8,994,502
	5 特殊学校費	0,001,152	113,330	0,994,502
	6 大 学 費	2,410,606	△ 60,101	2,350,505
	· / / / R	2,410,000	_ 00,101	2,000,000
	 7 社会教育費	2,826,446	△ 100,390	2,726,056
				, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	8 保健体育費	1,934,456	87,296	1,847,160
11 災害復旧費		9,172,304	△ 319,097	8,853,207
	ᄩᆥ			
	1 農林水産業 災害復旧費	2,988,082	147,085	3,135,167
	十十 《字			
	2 土木災害 復旧費	6,133,917	△ 459,745	5,674,172

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 教育災害	千円	千円	
	3 教育災害 復 旧 費	50,305	6,437	43,
12 公 債 費		110,955,503	3,310,851	107,644,
·	1 公債費	110,955,503	3,310,851	107,644,
13 諸支出金		44,769,641	4 632,086	44,137,
	1 繰 出 金	5,895,617	64,824	5,830,
	2 ゴルフ場利用税 交付金	614,015	43,538	657,
	3 自動車取得税 交 付 金	2,992,912	123,915	3,116,
	4 利 子 割 交 付 金	886,924	80,626	967
	5 利 子 割 精 算 金	6,539 ∠	5,539	1
	6 地方消費税 清 算 金	16,431,101	822,331	15,608
	7 地方消費税 交 付 金	17,581,836	307,330	17,274
	8 配 当 割 交 付 金	232,932	41,162	274
	9 株式等譲渡所得割交付金	127,617	278,697	406
歳 出	合 計	743,940,613	△ 16,180,797	727,759

第	2表	繰越明許費									
		款			項	Į	٠.,	金	額		
1	総										千P 17,450
•	770.	4,74	,	1	企		画		費		17,45
2	民	生	費								605,71
				1	社	会	福	祉	費		348,51
				2	児	童	福	祉	費		257,20
3	衛	生	費						·····		25,61
				1	公	衆	衛	生	費		25,61
4	農	林水産	業 費						<u>.</u>		9,970,52
				1	農		業		費		1,591,39
				2	畜	産		業	費		178,25
				3			地		費		3,701,52
				4	林		業		費		3,750,48
· · · · · ·	• • •			5	水	産	-	業	費		748,87
5	土	木	費								36,648,65
				1	土	木	管	理	費		3,189,00
				2	道	路橋	り	ょう	費		16,355,83
				3	河	Л	海	岸 ——	費		8,885,40
				4	港		湾		費		950,95

額	金	:	項						款				
Ŧ									· .				
6,930,60	·	費	画	計	市	都	5						
336,85		費		宅		住_	6						
76,36								費		育		教	6
43,54		費	校	学	等	高	1						
32,81		費	育	教	会	社_	2						
5,274,24								費	旧	復	害	災	7
1,840,99		業費	産旧	水復	林 害	農災	1						
3,400,07		費	復 旧	害	木災	土	2						
33,16		費	復旧	害	育 災	教	3						
52,618,56				t	3					合	1		

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

	事	項	期間	限度額
1	防災消防ヘリコプター	運航業務	平成18年度	千円 79,000
2	保健・医療・福祉関係	業務	平成18年度	497,000
3	身体障害者福祉ホーム	管理運営業務	平成18年度 ~平成21年度	23,580
			年次別内訳	
			平成18年度	5,895
			平成19年度	5,895
			平成20年度	5,895
			平成21年度	5,895
4	難聴幼児通園施設管理	運営業務	平成18年度	73,298
5	精神障害者社会復帰施設管理運営業務		平成18年度 ~平成21年度	813,720
			年次別内訳	
			平成18年度	203,430
			平成19年度	203,430
			平成20年度	203,430
			平成21年度	203,430
6	海域水質環境調査業務		平成18年度	28,000
7	水俣病総合対策事業等	委託業務	平成18年度	118,000
8	県営かんがい排水事業		平成18年度	32,000
9	県営畑地帯総合整備事	業	平成18年度	74,000
10	県営経営体育成基盤整	備事業	平成18年度	38,000
11	農免農道事業		平成18年度	101,000
12	一般農道事業	10 100 100	平成18年度	32,000

事	項	期 間	限度額
13 森林国営保険事務処理作	=業委託業務	平成18年度	千円 22,000
14 森づくりボランティアネ	ペット運営業務	平成18年度	12,000
15 県営林道事業		平成18年度	165,000
16 治山事業		平成18年度	112,000
17 水産動物種苗生産等水産	至振興業務	平成18年度	183,000
18 地域水産物供給基盤整備	请事業	平成18年度	130,000
19 貸金業業務健全化事務		平成18年度	3,000
20 大学連携型起業家支援	事業	平成18年度	11,000
21 海岸保全費		平成18年度	176,000
22 県有施設等管理業務		平成18年度 ~平成22年度	3,649,000
		年次別内訳	
		平成18年度	3,613,902
		平成19年度	8,826
		平成20年度	8,826
		平成21年度	8,826
		平成22年度	8,620
23 給食業務		平成18年度	123,000
24 警察関係業務		平成18年度	661,000

6 事務機器等賃借

2 変 更							
事項	補 正	前	補正	補 正 後			
事	期間	限度額	期間	限度額			
1 道路維持費	平成18年度	千円 101,000	平成18年度	千円 145,000			
2 道路新設改良費	平成18年度	1,675,000	平成18年度	1,715,000			
3 河川改良費	平成18年度	346,000	平成18年度	466,000			
4 砂防費	平成18年度	105,000	平成18年度	261,000			
5 情報処理関連業務	平成18年度	1,203,000	平成18年度 ~平成23年度	2,306,000			
	年次別内訳 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度	606,964 304,702 181,484 68,648 37,774 3,428	年次別内訳 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度	1,687,875 317,138 185,165 72,184 39,393 4,245			
	1 /2 1 /2	0,120	177120112	1,240			

平成18年度

年次別内訳

平成18年度

平成19年度

平成20年度

平成21年度

平成22年度

平成23年度

平成24年度

平成25年度

~平成25年度

平成18年度

年次別内訳

平成18年度

平成19年度

平成20年度

平成21年度

平成22年度

平成23年度

平成24年度

平成25年度

1,825,000

428,609

390,032

390,756

378,830

219,931

6,300

6,300

4,242

~平成25年度

2,616,000

1,137,162

411,444

411,828

399,402

239,320

6,300

6,300

4,244

第	4	耒	地方債補	F
717	-	11	アビノノ 「貝 1103	ш.

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円	(借入先)		据置期間を含め
		財務省、日本郵		30年以内
		政公社、公営企業		半年賦元利均等
		金融公庫、会社、		 償還又は元金均等
		その他		賞還、満期一括 個
		(借入方法)		還等
		証書借入又は証		但し、県財政の
11m -de 1mm 41 144 211.		券発行	#E400/	 都合により、繰 ₋
児 童 福 祉 施 設整 備 事 業 費	52,000	(その他)	年10% 以 内	償還をなし、又に
		工事その他の都		借り換えをする。
		合により、一部も		とができる。
		しくは全部を翌年		
		度以降に繰り下げ	:	
		て借り入れするこ		
		とができる。		
		発行価格が額面		
		金額を下回るとき		
		は、その発行差額		
		をうめるため必要		
		な金額を加算した		
	i i	額を限度額とする		
		ことができる。		

2	変	更
2	夋	更

2	史							
起債の目的・	補	正		前	補	ΙĒ		後
起原の日の	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地改良国庫補助事業費	千円 5,175,000	(借入先) 財務省、日		据置期間を 含め30年以内	千円 5,101,000			
農地海岸保全 国庫補助事業費	343,000	本郵政公社、		半年賦元利	333,000			
林 道 国 庫補助事業費	780,000	公営企業金融 公庫、会社、		均等償還又は 元金均等償還、	901,000			
治山国庫補助事業費	2,774,000	その他		満期一括償還	2,606,000			
保 安 林 整 備 国庫補助事業費	265,000	(借入方法)		等	251,000	:		
沿岸漁場整備 国庫補助事業費	380,000	証書借入又は証券発行	年10%	但し、県財 政の都合によ	364,000			
漁港国庫補助事業費	646,000	(その他)	以内	り、繰上償還	638,000	(補 正	前に	 同 じ)
道路維持国庫 補 助 事 業 費	2,210,000	工事その他の都合により、		をなし、又は 借り換えをす	1,940,000			
河川国庫補助事業費	1,717,000	一部もしくは		ることができ	1,672,000			
都市基盤河川改修事業費	150,000	全部を翌年度以降に繰り下		る。				
港湾建設国庫 補助事業費	1,162,000	げて借り入れ			1,078,000			
街路国庫補助事業費	962,000	することがで			1,137,000			
都 市 公 園整備事業費	146,000	きる。 発行価格が			142,000			
公 営 住 宅建 事業費	330,000	 額面金額を下 			329,000			
空港直轄事業 負 担 金	81,000	回るときは、その発行差額			70,000			
農地海岸直轄事業 負 担 金	252,000	をうめるため			225,000			
治山直轄事業 負 担 金	144,000	必要な金額を 加算した額を			123,000			
道路直轄事業 負 担 金	5,251,000	限度額とする			4,782,000			
河川直轄事業 負 担 金	3,158,000	ことができる。			3,066,000			
砂防直轄事業 負 担 金	133,000				295,000			
港湾直轄事業 負 担 金	685,000				647,000			
治山災害現年発生 国庫補助事業費	93,000	:			138,000			
治山災害過年発生国庫補助事業費	47,000				19,000			

打(まの日45	補	Œ		前	補	正		後
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
油港災害現年	千円	(借入先)		据置期間を	千円			
漁港災害現年 発 生 国 庫 補助事業費	6,000	財務省、日		含め30年以内				
公共土 <u>木</u> 現年		本郵政公社、		半年賦元利				
公共土木現年発生国庫補助事業費	1,648,000	公営企業金融		均等償還又は	1,473,000			
公共土木過年発生 国庫補助事業費		公庫、会社、		元金均等償還、				
	223,000	その他		満期一括償還	202,000			
公共土木直轄 災害復旧事業 負 担 金	80,000	(借入方法)		等	193,000			
	00,000	証書借入又		但し、県財	133,000			
地域振興施設整備事業費	200,000	は証券発行	年10%	政の都合によ				
老人福祉施設整備事業費	179,000	(その他)	以内	り、繰上償還	182,000	(補 正	前に 	。 同 じ)
単県農業農村 整 備 事 業 費	201.000	工事その他		をなし、又は	C1 000		i	
	291,000	の都合により、		借り換えをす	61,000			
緑資源機構営 特定中山間保全 整備事業費	327,000	一部もしくは		ることができ	325,000			
単 県 森 林 整備事業費		全部を翌年度		3 。	ŕ			
	21,000	以降に繰り下						
単県林道整備事業費	1,629,000	げて借り入れ することがで			1,122,000			
単県治山事業費	87,000	きる。		:	81,000		i 1	
漁業取締船建造事業費	189,000	発行価格が			171,000			
単 県 漁 港整備事業費	ŕ	額面金額を下		<u>.</u>]	
	170,000	回るときは、						
単県道路整備事業費	13,698,000	その発行差額			13,531,000			
単 県 砂 防整備事業費	694,000	をうめるため			656,000			
	30 1,000	必要な金額を			300,000			
単界街路整備事業費	1,606,000	加算した額を			1,526,000			
県立高等学校 整 備 事 業 費	1,954,000	限度額とする			1,696,000			
教育施設現年 発生単県災害 復旧事業費		ことができる。						
復旧事業費	14,000				12,000	:		
減税補てん債	2,213,000				2,106,400			
臨時財政対策債	24,302,000				24,453,400			
計	76,415,000				73,647,800			

平成17年度熊本県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)

平成17年度熊本県の農業改良資金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 134,015千円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ 813,190千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する 行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。 (地方債の補正)
- 第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

l		歳入	、歳出予	5算補正								
	款	ζ			項	Į		補正前の額	補	E	額	計
								千円			千円	千円
1	繰	入	金					118,710	Δ	33	3,413	85,297
				1	一組繰	_{役 会} 入	計金	118,710	Δ	33	3,413	85,297
2	繰	越	金					59,288		213	3,777	273,065
				1	繰_	越	金	59,288		213	3,777	273,065
3	諸	収	入		· a			300,708	Δ		458	300,250
		· ·		1	貸元	付り収	金 【入	300,708	Δ	·	458	300,250
4	県		債					200,469	Δ	4	5,891	154,578
				1	県		債	200,469	Δ	4	5,891	154,578
	歳		入	合		計		679,175		134	4,015	813,190

歳出				
款	項	補正前の額	補正額	##
1 農 林 1 水産業費		千円 673,475	千円 78,70 5	_{千円} 752,180
	1 農業改良 1 資 金	673,475	78,705	752,180
2 諸支出金		1,900	55,310	57,210
	1 繰 出 金	1,900	55,310	57,210
歳出	合 計	679,175	134,015	813,190

第2表 債務負担行為					
設定					
事	項	期	間	限度	
農業改良資金管理業務等	车	平成18	8年度		千月 2,002

第3表 地方債補正

変 更

起債の目的 補 正 前 補 正 後 限度額 起債の方法 利 率 償還の方法 限度額 起債の方法 利 率 償還の方法 千円 折円 据置期間を含め21年以内 会め21年以内 半年賦元金 均等償還 (補 正 前 に 同 じ)									
限度額 起債の方法 利 率 償還の方法 限度額 起債の方法 利 率 償還の方法 千円 括置期間を 合め21年以内 対農支援資金 貸 付 金 200,469 借 り 入 れ 半年賦元金 154,578 (補 正 前 に 同 じ)	お使の日始	補	Œ		前	補	正		後
据置期間を 含め21年以内 就農支援資金 貸 付 金 200,469	起債の日的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	就農支援資金 貸 付 金			無利子	含め21年以内 半年賦元金		(補 正	前に	同 じ)

平成17年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)

平成17年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 328,798千円を減額し、歳入歳出予算 の総額を歳入歳出それぞれ 4,819,319千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

i			入歲出于	予算補正	•						
周	鼓	入		T					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
:	吉	次			ņ	頁		補正前の額	補	正額	計
		•						千円		千円	千円
1	繰	入	金					1,461	Δ	139	1,322
				1	一,繰	般 会 入	計金	1,461	Δ	139	1,322
2	繰	越	金					1,030,306	Δ	236,878	793,428
				1	繰	越	金	1,030,306		236,878	793,428
3	諸	収	入					3,292,850		93,844	3,386,694
				1	貸元	付利 収	金 入	3,292,850		93,828	3,386,678
:				2	雑		入			16	16
4	県		債					823,500	Δ	185,625	637,875
				1	県		債	823,500	Δ	185,625	637,875
	歳		入	合		計		5,148,117	Δ	328,798	4,819,319

歳 出		-		
款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		1,834,352	△ 422,000	1,412,352
	1 中小企業 振興資金	1,834,352	△ 422,000	1,412,352
2 公債費		2,222,541	73,473	2,296,014
		2,222,041	70,470	2,200,011
	1 公債費	2,222,541	73,473	2,296,014
3 諸支出金		1,091,224	19,729	1,110,953
·	1 繰 出 金	1,091,224	19,729	1,110,953
歳出	合 計	5,148,117	△ 328,798	4,819,319

第2表	地方債補正

変 更

起債の目的	補	Œ		前	補	正		後
た可質の日内	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
中 小 企 業 振 興 資 業費	千円	独立行政法人 中小企業基盤 整備機構貸付 金の借り入れ	年4.1%以内	年賦元金均	千円 637,875	(補 正	前に	同 じ)

平成17年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)

平成17年度熊本県の母子寡婦福祉資金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定める ところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 211,229千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予歳 入歳	· 算補正 			
款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 繰 入 金			44	44
	1 一般会計 4 入 金		44	44
2 繰 越 金		130,699	<u>△ 44</u>	130,655
	1 繰 越 金	130,699	△ 44	130,655
歳入	合 計	211,229		211,229

歳 出							
款		項	補正前の額	補	正	額	計
A A A A A A A A A A A A A A A A A A A			千円			千円	千円
1 民生 3			150,621				150,621
	1	母子寡婦 福祉資金	150,621				150,621
歳	出 合	計	211,229			<u>.</u>	211,229

平成17年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計補正予算(第1号)

平成17年度熊本県の用品調達基金管理事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,707千円を減額し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ31,096千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する 行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表	表 歳/ 入	入歲出于	予算補正						
	款			項		補正前の額	補	正額	計
				**************************************		千円		千円	千円
1 繰	人	金				22,903	Δ	16,381	6,522
			1	基金繰	入金	22,903	Δ	16,381	6,522
2 繰	東 越	金				12,900		11,674	24,574
			1	繰 越	金	12,900		11,674	24,574
当 尿	E 文	入	合	計		35,803	Δ	4,707	31,096

歳出				
款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		35,803	△ 4,707	31,096
	1 用 度 費	35,803	△ 4,707	31,096
歳出	合 計	35,803	 △ 4,707	31,096

第	2	丰	債務	(台	扣	行	为
777	Δ	1 X	10,47	╸≂	71-	11	ক্যাস

設 定

事	項	期	間	限	度	額
事務機器等賃借		平成18年	F.度			千円
7 377/18 77/18		~平成2	2年度			525
		年次別区	勺訳			
		平成1	.8年度			105
		平成1	.9年度			105
		平成2	0年度			105
		平成2	21年度			105
		平成2	2年度			105

平成17年度熊本県収入証紙特別会計補正予算(第1号)

平成17年度熊本県の収入証紙特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ3,150,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出 歳 入	予算補正			
款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 証紙収入		2,997,000	△ 46,000	2,951,000
	1 証紙収入	2,997,000	△ 46,000	2,951,000
2 繰 越 金		203,000	△ 4,000	199,000
	1 繰 越 金	203,000	△ 4,000	199,000
歳入	合 計	3,200,000	△ 50,000	3,150,000

歳	出										
	款			Ą	頁		補正前の額	補	Œ	額	計
							千円			千円	千円
1 請	者支 出 釒	È					3,200,000	Δ	50	0,000	3,150,000
			1	繰	出	金	3,200,000	Δ	50	0,000	3,150,000
	裁	出	合		計		3,200,000	Δ	50	0.000	3.150.000

平成17年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)

平成17年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,519千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,775,069千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第213条第1項の規定により翌年度に 繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出う歳 入	予算補正			
款	項	補正前の額	補 正 額	ā†
1 使用料及び 1 手 数 料		千円 673,826	千円 15,519	千円 689,345
	1 使 用 料	673,826	15,519	689,345
歳入	合 計	3,759,550	15,519	3,775,069

歳出				
款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		615,826	15,519	631,345
	1 港 湾 費	615,826	15,519	631,345
歳出	合 計	3,759,550	15,519	3,775,069

平成18年3月10日 金曜	熊本	県 公	報	第1	1379号 4
第2表 繰越明許費					
款		項		金	額
1 土 木 費					千円 11,000
	1 港	湾	費		11,000
合		計			11,000

笠っ 丰	債務負担行為補正
第3表	1直務負担任為傑生

追 加

1 庁舎等管理業務 平成18年度 31,885 2 事務機器等賃借 平成18年度 349 年次別内訳 平成18年度 165 平成19年度 52 平成20年度 44 平成21年度 44	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
1 庁舎等管理業務 平成18年度 平成18年度 平成18年度 平成22年度 年次別内訳 平成18年度 平成18年度 平成18年度 平成18年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度	事	項	期間	限度額
~平成22年度 349 年次別内訳 平成18年度 165 平成19年度 52 平成20年度 44 平成21年度 44	1 庁舎等管理業務		平成18年度	千円 31,885
平成18年度 165 平成19年度 52 平成20年度 44 平成21年度 44	2 事務機器等賃借			349
平成19年度 52 平成20年度 44 平成21年度 44			年次別内訳	
平成20年度 平成21年度 44			平成18年度	165
平成21年度 44			平成19年度	52
			平成20年度	44
平成22年度 44			平成21年度	44
			平成22年度	44

平成17年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)

平成17年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,740千円を減額し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ 1,875,171千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳 歳 入							5
款		項		補正前の額	補	正額	計
				千円		千円	千円
1 繰 越 🕯	È			649,566		73,045	722,611
	1	繰越	金	649,566		73,045	722,611
2 諸 収 2	λ			1,179,933	Δ	75,785	1,104,148
	1	雑	入	1,179,933	Δ	75,785	1,104,148
歳	入合	計		1,877,911		2,740	1,875,171

歳出							
款		項		補正前の額	補	正額	<u>#</u>
				千円		千円	千円
1 土 木 !	費			139,311	Δ	2,740	136,571
	1	港湾	費	139,311	\triangle	2,740	136,571
2 公債	費			1,108,600			1,108,600
	1	公債	費	1,108,600			1,108,600
							, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
歳	出合	計		1,877,911	Δ	2,740	1,875,171

平成17年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)

平成17年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定める ところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71,465千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歲入歲出了歲 入	⁵ 算補正				
款	項	補正前の額	補正	額	計
		千円		千円	千円
1 財産収入		8,172		39	8,211
	1 財産運用 1 収 入	8,172		39	8,211
歳入	合 計	71.426		39	71.465

歳出					
款		項	補正前の額	補正額	計
1			千円	千円	千円
1 総務	費		11,426	39	11,465
	1	総務管理費	11,426	39	11,465
歳	出合	計	71,426	39	71,465

平成17年度熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計補正予算(第1号)

平成17年度熊本県の中小企業従業員住宅事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に 定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,427千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歲入歲出子歲 入	^另 算補正				
款	ŗ	頁	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
1 使用料及び 手 数 料			145	592	737
	1 使	用料	145	592	737
2 繰 越 金			282	2,408	2,690
	1 繰	越金	282	2,408	2,690
歳入	合	計	427	3,000	3,427

歳出				
款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金			3,000	3,000
	1 繰 出 金		3,000	3,000
歳出	合 計	427	3,000	3,427

平成17年度熊本県育英資金貸与基金特別会計補正予算(第1号)

平成17年度熊本県の育英資金貸与基金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27,510千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ654,408千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

佰	補正前の類	補 正 類	計
内	州北明の	州 止 領	ĒΙ
	千円	千円	Ŧ
	394	375	76
1 財産運用	394	375	76
以 八	334	370	
	277,903	△ 36,733	241,17
1 一般会計 4 入 金	212,000	△ 24,770	187,2
2 基金繰入金	65,903	△ 11,963	53,9
		3,678	3,6
1 繰 越 金		3,678	3,6
	57,601	5,170	62,7
1 貸付金	57,601	5,170	62,7
	1 一般 会計 金 2 基金繰入金 1 繰 越 金	1 財産運用 394 277,903 1 操殺会計 212,000 2 基金繰入金 65,903	1 財産運用 277,903 △ 36,733 1 無公金 212,000 △ 2 基金繰入金 65,903 △ 3,678 1 繰越金 3,678 57,601 5,170

歳出							
款			項	補正前の額	補	正額	計
			1 / Maria Review (1944 1944 1944 1944 1944 1944 1944 1944 1944 1944 1944 1944 1944 1	千円		千円	千円
1 教育	費			681,918	Δ	27,510	654,408
		:					
		1	育英資金	681,918		27,510	654,408
歳	出	合	計	681,918	\triangle	27,510	654,408

平成17年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)

平成17年度熊本県の林業改善資金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,817,514千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出 歳 入				10-10-10-10-1
款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千月
1 繰 入 金		126	139	26
	1 一般会計 操入金	126	139	26
2 繰 越 金		161,764	<u>△ 140</u>	161,62
	1 繰 越 金	161,764	△ 140	161,62
3 諸 収 入		1,155,385	△ 10	1,155,37
	1 貸 付 金 1 元 利 収 入	1,155,385	△ 10	1,155,37
歳 入	合 計	1,817,525	△ 11	1,817,51

歳出				
款	項	補正前の額	補 正 額	ā
		千円	千円	千円
1 農 林水産業費		1,316,955		1,316,955
	1 林業改善 1 資 金	1,316,955		1,316,955
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
2 公 債 費		500,412	△ 6	500,406
	1 公債費	500,412	△ 6	500,406
3 諸支出金		158	△ 5	153
	1 繰 出 金	158	△ 5	153
歳出	合 計	1,817,525	△ 11	1,817,514

平成17年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成17年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29,050千円を減額し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ3,108,193千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に 繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

款		項		補正前の額	補	正額	計
				千円		千円	=
1 分担金及び 負 担 金				1,515,278	Δ	11,350	1,503,9
	1	負 担	金	1,515,278	Δ	11,350	1,503,9
2 国庫支出金				733,400	Δ	1,000	732,4
	1	国庫補	助金	733,400	Δ	1,000	732,4
3 繰 入 金				432,922	Δ	6,838	426,0
	1	一般 纪 繰 入	会 計 金	432,922	Δ	6,838	426,0
4 繰 越 金				92,148	Δ	124	92,0
	1	繰越	金	92,148	Δ	124	92,0
5 諸 収 入				24,495		1,738	22,7
	1	雑	入	24,495	Δ	1,738	22,7
6 県 債				339,000		8,000	331,0
	1	県	債	339,000		8,000	331,0
歳入	合	計		3,137,243		29,050	3,108,

歳出				
款	項	補正前の額	補正額	#
		千円	千円	千円
1 土 木 費		2,481,451	△ 28,280	2,453,171
	1 流 域 1 下水道費	2,481,451	△ 28,280	2,453,171
2 公債費		655,792	△ 770	655,022
	1 公債費	655,792	△ 770	655,022
歳出	合 計	3,137,243	△ 29,050	3,108,193

第2表 繰越明許費		
款	項	金額
		Ŧŀ
1 土 木 費		771,94
	1 流域下水道費	771,94
合	計	771,94

第3表	債務負担行為補正
分りな	【复伤 县121】河州北

追 加

事	項	期	間	限	度	額
熊本北部流域下水道水質沒	去定検査業務	平成1	8年度			千円 5,809
球磨川上流流域下水道水質	質法定検査業務	平成1	8年度			5,809
八代北部流域下水道水質》	去定検査業務	平成1	8年度			5,809

第4表 地方債補正

変 更

起債の目的	補	E		前	補	Æ			後
起順の日的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利	率	償還の方法
熊本北部	千円	(借入先)		据置期間を	千円				·
流域下水道 事 業 費	139,000	財務省、日	年10%	含め30年以内	136,000				
		本郵政公社、	以内	半年賦元利		(補 正	前	に	同 じ)
求磨川上流		公営企業金融	,,,,,	均等償還又は					
流域下水道 事 業 費	96,000	公庫、会社、		元金均等償還、	91,000				
		その他		満期一括償還					
		(借入方法)		等					
		証書借入又		但し、県財					
		は証券発行		政の都合によ		·	!		
		(その他)		り、繰上償還					
		工事その他		をなし、又は					
		の都合により、		借り換えをす					
		一部もしくは		ることができ					
		全部を翌年度		る。					
		以降に繰り下							
		げて借り入れ	:						
		することがで							
		きる。							
		発行価格が							
		額面金額を下	:						
		回るときは、							
		その発行差額							
		をうめるため							
		必要な金額を							
		加算した額を							
		限度額とする							
		ことができる。							
				;					
計	235,000					<u></u>		-	

平成17年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第1号) 平成17年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算(第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 120,000千円を減額し、歳入歳出予算 の総額を歳入歳出それぞれ 2,562,952千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に 繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出	予算補正			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		363,975	△ 176,813	187,162
	1 財産売払	358,410	△ 176,813	181,597
2 繰 越 金		122,977	56,813	179,790
	1 繰 越 金	122,977	56,813	179,790
歳入	숌 핡	2,682,952	△ 120,000	2,562,952

歳	出										
款	Ŕ			Ą	頁		補正前の額	補	E	額	=
							千円			千円	千円
1 商	工費		1.041.0814	····			2,345,343	Δ	12	0,000	2,225,343
			1	工系	鉱 業	費	2,345,343	Δ	12	0,000	2,225,343
2 公	債 費						337,609				337,609
			1	公	債	費	337,609				337,609
, the		f :									
	債 費				旅業 債 計		2,345,343 337,609	Δ	12		2,225 337 337

第2表 繰越明許費		
款	項	金 額
1 商 工 費		2,186,3
	1 工 鉱 業 費	2,186,3
合	計	2,186,3

平成17年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補 正予算(第1号)

平成17年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の補正 予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ52,181千円を減額し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ11,232,039千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出う	9 算補正			
款	項	補正前の額	補正額	計
水俣湾堆積		千円	千円	千円
水俣湾堆積 1 汚 泥 処 理 事 業 費		995,568	99,174	1,094,742
	1 分担金及び 1 負 担 金	995,568	99,174	1,094,742
4 w V				
2 チッソ 質 付 費		1,418,918	100,348	1,519,266
	1 諸 収 入	1,418,918	100,348	1,519,266
3 支援措置費		8,593,467	△ 251,703	8,341,764
·	1 国庫支出金	6,599,643	△ 199,522	6,400,121
	2 繰 入 金	346,824	△ 3,181	343,643
	3 県 債	1,647,000	△ 49,000	1,598,000
歳入	合 計	11,284,220	△ 52,181	11,232,039

	Ļ	頁		補正前の額	補	正額	計
			-	千円		千円	千円
				2,385,705			2,385,705
1	公	債	費	2,385,705			2,385,705
				5,645,024			5,645,024
1	公	債	費	5.645.024			5,645,024
				0,010,021	·		3,010,021
				1,993,824		52,181	1,941,643
1	環	境	費	1,647,000	Δ	49,000	1,598,000
2	公	債	費	346,824	Δ	3,181	343,643
^				11 004 000	^		11,232,039
	1	1 公 1 公 2 公	1 公債	1 公債費 1 公債費 2 公債費	1 公債費 2,385,705 1 公債費 2,385,705 5,645,024 5,645,024 1 公債費 1,993,824 1 環境費 1,647,000 2 公債費 346,824	1 公債費 2,385,705 1 公債費 2,385,705 5,645,024 5,645,024 1 環境費 1,993,824 △ 2 公債費 346,824 △	1 公債費 2,385,705 1 公債費 2,385,705 5,645,024 1 公債費 5,645,024 1,993,824 △ 52,181 1 環境費 1,647,000 △ 49,000 2 公債費 346,824 △ 3,181

第2表 地方債補正

変 更

3倍の日份	補	Æ		前	補	IE.		後
引動の日的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
受債の目的ソン・資質を受ける。	限度額 千円 1,647,000	起債の方法 (借入先) 財務省、日 本郵政公社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行	年10%	償還の方法 据置期間を 含め20年賦還、年賃し都以の、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、とができる。	限度額 千円 1,598,000	起債の方法(補正		償還の方法 同じ)

平成17年度熊本県公債管理特別会計補正予算(第1号)

平成17年度熊本県の公債管理特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,700,866千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,682,297千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 总	衰入歳出 ⁻	予算補正		•				
款			項		補正前の額	補	正額	計
			· •		千円		千円	千円
1 繰 入	、金				672,696	Δ	330,134	342,562
		1	一般繰入	会計、金	672,696	Δ	330,134	342,562
2 県	債				13,308,735	4	,031,000	17,339,735
		1	県		13,308,735	4	,031,000	17,339,735
歳	入	合	計		13,981,431	3	,700,866	17,682,297

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	<u></u>
1 公債費		千円 13,981,431	千円 3,700,866	千円 17,682,297
	1 公債費	13,981,431	3,700,866	
	1 1 10 19	13,001,401	3,700,000	17,002,237
歳出	合 計	13,981,431	3,700,866	17,682,297

第2表 地方債補正

変 更

お焦の口め	補	正		前	補	E		後
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
借換債	千円 13,308,735	(借入先) 会社、その 他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行	年10%以内	借おの年からかの年からからかり、本には、本の年の年のの名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名	千円	(補 正		

平成17年度熊本県病院事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 平成17年度熊本県病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成17年度熊本県病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	1,903,294千円	12,056千円	1,915,350千円
第1項 医 業 収 益	1,072,102千円	8,722千円	1,080,824千円
第2項 医業外収益	831,192千円	3,334千円	834,526千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	1,871,800千円	39,777千円	1,911,577千円
第1項 医 業 費 用	1,740,292千円	39,777千円	1,780,069千円
(議会の議決を経なければ流用	することのできな	い経費)	

第3条 予算第5条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計) (1) 職員給与費 1,220,828千円 55,463千円 1,276,291千円

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	RI	夏	額
广舎等管理業務委託		平成 1	8年度			^{千円} 55,747
給食業務委託		平成 1	8年度			49,054
情報処理関連業務委託		平成 1	8年度			1,979
事務機器等賃借		平成 1	8年度			576
医事業務委託		平成 1	8年度			19,855

平成17年度熊本県電気事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 平成17年度熊本県電気事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところに よる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成17年度熊本県電気事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額)

(計)

支

第1款 事業費

2,214,990千円

△ 9,207千円

出

2,205,783千円

第1項 営業費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)

(既決予定額)

(補正予定額)

(計)

(1) 職員給与費

703,125千円 △ 9,207千円 693,918千円

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
電気事業関係業務		平成 1	8年度			^{千円} 29,559
企業局所有施設等管理業	養務	平成 1	8年度			18,787
情報処理関連業務		平成 1	8年度			1,170

平成17年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第3号)

(総 則)

第1条 平成17年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めると ころによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成17年度熊本県工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に 定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 事業収益	1,065,849千円	10,920千円	1,076,769千円
第1項 営業収益	740,860千円	10,920千円	751,780千円
	支	出	
第1款 事業費	1,490,512千円	11,060千円	1,501,572千円
第1項 営業費用	1,086,810千円	11,246千円	1,098,056千円
第2項 営業外費用	396,702千円	△ 186千円	396,516千円
(資本的収入及び支出)			

第3条 予算第4条本文括弧書中「69,041千円」を「69,618千円」に、「68,880千円」を「69,457千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

支 出

第1款 資本的支出 1,186,949千円 577千円 1,187,526千円

第 2 項 企業債償還金 898,388千円 577千円 898,965千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

(1) 職員給与費 70,953千円 846千円 71,799千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
企業局所有施設等管理	里業務	平成1	8年度	*****		千円 14,587

平成17年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 平成17年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めると ころによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成17年度熊本県有料駐車場事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に 定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(補正予定額) (科 目) (既決予定額) (計)

> 出 支

第1款 事業費

99,139千円

774千円

99,913千円

第1項 営業費用

86,339千円 774千円

87,113千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)

(既決予定額) (補正予定額)

(計)

(1) 職員給与費

7,103千円

774千円 7,877千円

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
企業局所有施設等管理業務		平成 1	8年度			千円 4,754
事務機器等賃借		平成 1	8年度			134

公 告

熊本県公告第 178 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 3 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 菊池郡大津町大字杉水字下岩迫 1140番、同 1142番4、同 1142番5及び里道の一部 3,269.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 菊池郡大津町大字杉水 2674 番地 杉水 清

熊本県公告第 179 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 3 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 合志市栄字沖野 2252 番 5 及び 2253 番 2 499.44 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 合志市幾久富 1758 番地 169 合志 新一

熊本県公告第 180 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ロッキー水俣店

水俣市古賀町二丁目 63

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名 又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 設置する者

株式会社ロッキー 代表取締役 竹下 光伸 熊本県鹿本郡植木町大字植木 133 番の 1

(2) 小売業を行う者

株式会社ロッキー 代表取締役 竹下 光伸 熊本県鹿本郡植木町大字植木 133 番の 1

3 大規模小売店舗を新設する日

平成 18 年 10 月 11 日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,352 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数

108 台

- (2) 駐輪場の収容台数 20台
- (3) 荷さばき施設の面積

26 平方メートル

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 17 立法メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数1か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時から午後4時まで

- 7 届出年月日
 - 平成 18 年 2 月 10 日
- 届出の縦覧場所及び縦覧期間 熊本県商工観光労働部商工政策課及び芦北地域振興局総務振興課 平成 18年3月10日から平成18年7月10日まで

熊本県公告第 181 号 八代市八代平野北部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。 平成 18 年 3 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	 氏 名			住所						
退任										
理事	中	島	隆	利	八代市上野町 1983 番地					
"	市	村	慎	_	八代市千丁町古閑出 1906 番地 1					
"	福	嶋	達	期	八代市鏡町貝洲 156 番地					
"	平	岡	啓	輔	八代郡氷川町宮原 163 番地					
"	上	村	八	郎	八代市上片町 1532 番地					
"	竹	下	信	弘	八代市島田町 1564 番地					
<i>"</i>	西	田	健		八代市海士江町 3084 番地					
<i>"</i>	上	村		満	八代市田中町 315 番地					
<i>"</i>	宮	本		茂	八代市高小原町 1303 番地 1					
"	深	名		勝	八代市井揚町 3691 番地					
"	湯	野	芳	春	八代市郡築 2 番町 33 番地					
<i>"</i>	白	石	親	次	八代市郡築 6 番町 53 番地					
"	谷		邦	秋	八代市郡築 7 番町 46 番地 2					
"	岩	本		貢	八代市郡築 8 番町 101 番地					
<i>"</i>	福	田	良	_	八代市郡築 10 番町 90 番地 1					
<i>"</i>	堀		文	雄	八代市昭和日進町 153 番地					
<i>"</i>	河	瀨		嵩	八代市昭和明徴町 747 番地					
<i>"</i>	村	上	日出喜		八代市岡町谷川 1195 番地					
<i>"</i>	吉井義孝		孝	八代市宮地町 552 番地						
"	本	島		曉	八代市千丁町太牟田 449 番地 2					
"	扇	塚	秀	昭	八代市千丁町吉王丸 1033 番地					
"	久佳	久保田 義 徳		徳	八代市千丁町新牟田 996 番地					
"	涌			_	八代市千丁町古閑出 33 番地 3					
"	星	永	忠	如	八代市千丁町古閑出 2812 番地					
"	早	III	和	美	八代市鏡町上鏡 441 番地 1					
"	松	永	英	徳	八代市鏡町内田 125 番地					
"	西	岡	法	雄	八代市鏡町芝口 233 番地					
"	石	村		正	八代市鏡町野崎 986 番地					
"	園	田	義	春	八代市鏡町両出 531 番地					
"	黒	木	徳	行	八代市鏡町宝出 771 番地					
"	松	岡	建	昭	八代市鏡町貝洲 1164 番地					
"	堀	田	幸	男	八代市鏡町北新地 1318 番地					
"	上	田	敏	光	八代市鏡町北新地 923 番地					
"	平	﨑	正	男	八代市鏡町下村 1649 番地					
監事	吉	永		隆	八代市上日置町 2569 番地					
"	森		太	夫	八代市川田町西 1337 番地					
"	岩	田	_	芳	八代市千丁町古閑出新 2453 番地 4					
"	岩	本	三智	冒也	八代市鏡町塩浜 11 番地					

就任					
理事	坂	田	孝	志	八代市千丁町太牟田 1300 番地 3
"	浜	田		洋	八代郡氷川町網道 1480 番地
"	吉	永		隆	八代市上日置町 2569 番地
"	山	村	清二郎		八代市上野町 1884 番地
"	宮	本	茂		八代市高小原町 1303 番地 1
"	藤	本	徹		八代市郡築 2 番町 134 番地
"	谷	П	邦	秋	八代市郡築 7 番町 46 番地 2
"	本	田		博	八代市昭和同仁町 338 番地 532
"	中	田	秋	人	八代市岡町中 177 番地
"	園	田	春	由	八代市千丁町吉王丸 506 番地
"	西	田	昭	三	八代市千丁町古閑出 2172 番地
"	蓑	田	賢	_	八代市鏡町鏡村 1035 番地
"	松	永		豊	八代市鏡町野崎 1115 番地
"	松	岡	建	昭	八代市鏡町貝洲 1164 番地
"	黒	田	清	志	八代市鏡町宝出 587 番地
"	平	﨑	正	男	八代市鏡町下村 1649 番地
監事	家	田	富	造	八代市郡築8番町24番地2
"	中	道		清	八代市昭和日進町 18 番地
"	岩	田	_	芳	八代市千丁町古閑出新 2453 番地 4
"	上	田	敏	光	八代市鏡町北新地 923 番地

熊本県公告第 182 号

労働関係調整法(昭和 21 年法律第 25 号)第 37 条第1項の規定に基づき、熊本県医療労 働組合連合会執行委員長から平成 18 年 3 月 1 日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通知 があったので、同法施行令(昭和21年勅令第478号)第10条の4第4項の規定により公 表する。

平成 18 年 3 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

争議行為の目的

- (1)生活改善を図る賃上げと雇用確保 賃下げ・成果主義賃金導入反対
- 看護師をはじめとする医療労働者の大幅増員 労働条件改善、業務委託反対
- 医療保険制度の改悪反対 医療・介護・社会保障の拡充 安全・安心の看護の実現
- 国公立・公的医療機関の統廃合「合理化」反対 存続拡充と雇用の確保 (4)
- 二年課程通信制の受講の保障、支援措置確立 200 万人以上看護体制確立 (5)
- (6)憲法改悪、国民投票法阻止 核兵器廃絶、平和と民主主義の擁護 消費税など庶 民大増税反対
- 2 争議行為の日時
 - 平成 18 年 3 月 16 日から目的を実現するまでの間の連日又は短時間
- 3 争議行為を行う場所
 - 特定医療法人芳和会 くわみず病院(熊本市神水一丁目 14-41)
 - 本部事務所 (熊本市神水一丁目 14-41) 特定医療法人芳和会
 - 特定医療法人芳和会 熊本県民医連事務所 (熊本市神水一丁目 14-41)
 - ぽっぽ保育所(熊本市水前寺二丁目 20-12) 平和クリニック(熊本市本荘二丁目 15-18) 特定医療法人芳和会
 - 特定医療法人芳和会
 - 特定医療法人芳和会 楠クリニック (熊本市龍田五丁目 1-41)
 - 菊陽病院(菊池郡菊陽町原水字小中野 5587) 特定医療法人芳和会
 - 特定医療法人芳和会 菊陽ぽっぽ保育所(菊池郡菊陽町原水字小中野 5587)
 - 水俣協立病院(水俣市桜井町二丁目 2-12) 特定医療法人芳和会
 - 特定医療法人芳和会 水俣協立理学クリニック (水俣市桜井町二丁目 2-11)
 - 八代中央クリニック (八代市永碇町 1361) 特定医療法人芳和会
 - 特定医療法人芳和会 天草ふれあいクリニック (本渡市本渡町本戸馬場 2984)
 - ひまわり薬局(熊本市神水一丁目 21-16) 有限会社健康共同ファルマ
 - 有限会社健康共同ファルマ コスモス薬局(熊本市龍田五丁 目 1-45)
 - さくら薬局(水俣市桜井町二丁目 2-14) 有限会社健康共同ファルマ
 - 有限会社健康共同ファルマ たんぽぽ薬局 (菊池郡菊陽町原水字小中野 5587)
- 特定医療法人ピネル会 ピネル記念病院 (熊本市佐土原一丁目 8-33)
- 4 争議行為の種類
 - 救急外来患者及び入院中の重症患者のために最低必要な保安要員若干名を除く全組合

員又は一部組合員によるストライキ、その他すべての争議行為

熊本県公告第 183 号

荒尾市住吉土地区画整理事業の事業計画の変更について、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 39 条第 1 項の規定により認可したので、同条第 4 項の規定により公告する。 平成 18 年 3 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 組合の名称 荒尾市住吉土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成8年4月25日から平成22年3月31日まで
- 3 施行地区 荒尾市万田字大平、宮内字山中、字東尾田峰、宮内出目字住吉の各一部
- 4 事務所の所在地 荒尾市宮内出目 390 番地
- 5 設立認可の年月日 平成8年4月25日
- 6 変更認可の年月日 平成18年3月2日

熊本県公告第 184 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 17 年 9 月 8 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により菊池市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ菊池店

熊本県菊池市木柑子 1710番1号ほか

2 市町村意見の概要

出店予定地の周辺地域の生活環境に関する事項(周辺道路の交通量、騒音、廃棄物及びリサイクル等)については、設置者の十分な配慮が認められ、また、周辺住民や出店計画に関する地元説明会への出席者からも何の意見・要望等も出されていないことから、特に問題ないものと考える。

ほか要望事項あり。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局総務振興課平成18年3月10日から平成18年4月10日まで

熊本県公告第 185 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 17 年 9 月 13 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により植木町から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパードラッグコスモス植木店

熊本県鹿本郡植木町大字舞尾字花立 545 番1ほか

- 2 市町村意見の概要
 - (1) 出店予定地は、植木町中心市街地活性化基本計画における中心市街地地区である。現在、中心市街地地区(予定地外の一部地区)では「街並み形成ガイドライン」をはじめとした「まちづくり」の様々な取組が行われているところである。貴社におかれても、植木町の「地域の中心」という役割を担う地区として、様々な形で「まちづくり」に参加し、今後変わり行く「まちづくり」の地域課題に対して、連携協力と適切な対応に努めていただきたい。
 - (2) 貴社出店により一層の地域発展につながるよう、町内業者の活用について、自主的にかつ積極的に取り組まれ、地域一体型として発展されるよう、配慮していただきたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局総務振興課

平成 18 年 3 月 10 日から平成 18 年 4 月 10 日まで

熊本県公告第 186 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 3 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項 (1) 委託業務の名称

- 水俣病総合対策医療事業等診療報酬明細書データ入力等事務委託業務
- (2)委託業務の内容

入札説明書及び仕様書のとおり

(3)委託期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで

(4)入札方法

入札金額は、水俣病総合対策医療事業等診療報酬明細書データ入力等事務委託業

務に要する費用とする。 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに 相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及 び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札 心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。

入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関 する要綱(平成 14 年熊本県告示第 516 号)による審査のうえ、有資格者として営業 種目情報処理業務に登録された者であること。 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者
- 又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更正計画認可裁決を受けて いること。
- 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者 又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けて いること。
- 5の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停 止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- 熊本県内に本店又は支店(営業所等を含む。)があり、担当技術者が常駐してい ること。
- 電子計算機用データ入力に係る機械及び設備を備えていること。 (6)
- 平成17年度を含む過去3年間に、診療報酬明細書に係るデータ入力及び点検等の 業務を受託した実績があること。
- 受注及び納品について、次の要件を満たすこと。
 - 熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)に規定する休日以外の 日に、1日に2回(午前11時及び午後4時)、熊本県環境生活部水俣病対策課(県 庁新館5階)及び熊本県地域振興部情報企画課(県庁新館9階)において、受注及 び納品をすることができること。

上記アの日時以外でも、県が業務上必要と判断する場合においては、県の求めに 応じて、随時に上記アに記載する場所において、受注又は納品をすることができる

競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、 競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

提出期間

平成18年3月10日(金)から平成18年3月17日(金)までの日(県の休日を 除く。) の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2)提出場所

4に記載のとおり

- (3)提出方法
 - 4に記載する場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出する。
- (4)入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

契約条項を示す場所

熊本県環境生活部水俣病対策課(県庁新館5階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18番1号

電話 096-333-2282 内線 7386

- 入札手続等
- 入札に関する事務を担当する部局の名称 4に記載のとおり
- (2)入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

交付期間

平成 18 年 3 月 10 日 (金) から平成 18 年 3 月 23 日 (木) までの日 (県の休日を 除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

交付場所

4に記載のとおり

入札及び開札の日時及び場所 (3)

ア 日時

平成 18 年 3 月 24 日 (金) 午後 2 時から

イ 場所

熊本県庁入札室(県庁本館地下1階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-383-1111 内線 6022

(4) 入札書の提出方法

5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。

6 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又は イのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

イのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。 ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共 団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわ たって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出した とき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがない と認められるときに限る。)。

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入 札

ケ 2以上の意思表示をした入札

コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行 者が認めた場合の入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の入札価格者であっても落札者とはならない場合がある。

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 契約書作成の要否

要

なお、契約の締結期限は、落札決定の日から7日以内とする。

(7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を 提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 187 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 3 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 競争入札に付する事項
 - (1)借入物品及び数量

メールシーラー

- 借入物品の規格、品質等 (2)入札説明書及び仕様書による。
- 借入期間 (3)

平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

納入期限 (4)

平成 18 年 3 月 31 日 (金曜)

納入場所 (5)

熊本県地域振興部情報企画課

- (6)入札方法
 - 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金で行う。見積りに当たっては、60月賃 借料率で計算すること。
 - 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金 額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及 び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札 心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。

入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

入札に参加できるもの

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関 する要綱 (平成14年熊本県告示第516号。以下「要綱」という。) による審査のう え、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲 げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

- 納入しようとする物品の機能等証明書を平成18年3月23日(木曜)午後5時ま でに熊本県地域振興部情報企画課システム班に提出し、審査を受け、承認を受けた ことを証明する書類を入札までに提出した者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者 又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けて
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者 又は申立てをなされた者にあっては、当該申立に係る再生計画認可決定を受けてい
- 6 (3) アの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停 止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1)申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、 綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示 すること。)に必要書類を添付し、3の(2)の場所に持参又は郵送(書留郵便に 限る。) により提出すること。

- 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先 熊本県出納局管理調達課資格審査班 (県庁行政棟本館2階) 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 096 - 383 - 1111
- 入札参加資格審査申請書の受付期間 (3)

平成 18 年 3 月 10 日 (金曜) から平成 18 年 3 月 17 日 (金曜) までの日 (県の休 日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後 も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わない ことがある。

入札に参加できる者

電話

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、 競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

提出期間

平成 18 年 3 月 10 日(金曜)から平成 18 年 3 月 23 日(木曜)までの日(県の休 日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

提出場所

5に記載のとおり

- (3)提出方法
 - 5に記載の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- 入札参加資格確認結果の通知 (4)入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

内線 6350

契約条項を示す場所

熊本県地域振興部情報企画課システム班(県庁行政棟新館9階)

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 862 - 8570

内線 3090、3091 電話 096 - 383 - 1111

- 入札手続等
 - (1)入札に関する事務を担当する部局の名称

5に記載のとおり

入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所 (2)

交付期間

平成 18 年 3 月 10 日 (金曜) から平成 18 年 3 月 17 日 (金曜) までの日 (県の休 日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

交付場所

5に記載のとおり

入札及び開札の日時及び場所 (3)

日時

平成 18 年 3 月 24 日 (金曜) 午後 2 時から

場所 1

熊本県地域振興部情報企画課内

入札書の提出方法 (4)

> 6の(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、 5に記載の場所に平成18年3月23日(木曜)までに必着するように郵送(書留郵 便に限る。) すること。

その他

入札、契約手続等において使用する言語及び通貨 (1)

日本語及び日本国通貨とする。

(2)入札保証金

> 入札に参加しようとする者は、見積もった1月当たりの額に借入期間月数(60月) を乗じた額の100分の5以上の金額を6の(3)記載の入札の日時までに納付しな ければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金 の納付が免除される。

入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。

入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共 団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出した とき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがない と認められるときに限る。)。

無効の入札 (3)

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

入札に参加する資格を有しない者のした入札

委任状を提出しない代理人のした入札 イ

所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入 ウ 札

工 記名押印を欠く入札

才 金額を訂正した入札

力 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

丰

明らかに連合によると認められる入札 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入 ク 札

ケ 2以上の意思表示をした入札

民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行 コ 者が認めた場合の入札

その他入札に関する条件に違反した入札

(4)落札者の決定方法

> 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申 込みをしたものを落札者とする。

最低制限価格 (5)

設定しない。

(6)契約の締結

契約書作成の要否

契約の締結期限 1

落札者決定の日から7日以内とする。

落札者からの契約締結の申出期限

落札者決定の日から7日以内とする。 ※上記契約締結期限にかかわらず、契約締結事務は早期に完了するよう努めるもの とする。

- 契約保証金 (7)
 - 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額(1月当た りの賃貸料)に借入月数(60月)を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しな ければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金 の納付が免除される。
 - 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被 保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を 提出したとき。
 - 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が無数を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 188 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 3 月 10 日

子 熊本県知事 潮 谷 義

- 競争入札に付する事項
 - (1)委託業務の名称

平成18年度パソコン及びプリンタ等の保守委託業務

- (2)委託期間
 - 平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで
- 委託業務の内容 (3)
 - 入札説明書及び仕様書のとおり
- (4)入札方法
 - 入札金額は、平成18年度パソコン及びプリンタ等の保守委託業務に要する費用と ア する。
 - 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに 相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金 額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及 び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札 心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。
- 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 入札参加資格
 - 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 単独参加の資格要件
 - 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関 する要綱(平成 14 年熊本県告示第 516 号。以下「要綱」という。)による審査のう え、情報処理業務(情報通信ネットワークに関する企画・設計・開発・維持管理及 び情報関連機器の維持管理)の入札参加資格を有すると決定された者であること。 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲
 - げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者 又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けて
 - 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者 又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けて いること。
 - 6の(4)の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る 指名停止等の措置要領(平成 14 年熊本県告示第 811 号)による指名停止期間中でな
 - 当該保守業務を担当する人員を常時3人以上有すること。
 - 熊本県内に本店、支店又は営業所を有すること。 力
 - 本調達への共同参加を行っていないこと。 キ
 - 共同参加の場合の資格要件 (2)
 - 全体
 - 共同参加者は、3 者以内とすること。
 - (1) 共同参加の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

 - (ウ) 共同参加者全体で(1)のオの条件を満たしていること。 (エ) 共同参加者のうち少なくとも1者は、(1)のカの条件を満たしていること。 イ 各共同参加者
 - (ア)
 - (1)のアからエまでの要件を満たしていること。 本調達への単独参加又は他の共同参加を行っていないこと。 (イ)
 - (ウ) 受託する場合は、共同する全参加者が契約の当事者となること。

- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先 熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階) 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話 096-383-1111 内線 6350

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 18 年 3 月 10 日 (金) から平成 18 年 3 月 16 日 (木) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

平成 18 年 3 月 10 日 (金) から平成 18 年 3 月 16 日 (木) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(2) 提出場所

5に記載のとおり

(3) 提出方法

5に記載の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

5 契約条項を示す場所

熊本県地域振興部情報企画課内(県庁行政棟新館9階)

郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18番1号

電話番号 096-383-1111 内線 3084

- 6 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

5に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成 18 年 3 月 10 日 (金) から平成 18 年 3 月 20 日 (月) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

イ 交付場所

5に記載のとおり

(3) 入札説明会の日時及び場所

アー日時

平成 18 年 3 月 15 日 (水) 午後 1 時 30 分から

イ 場所

熊本県地域振興部情報企画課内(県庁行政棟新館9階)

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 18 年 3 月 23 日 (木) 午後 1 時 30 分から

イ 場所

熊本県地域振興部情報企画課内(県庁行政棟新館9階)

(5) 入札書の提出方法

60 (4) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 18 年 3 月 20 日 (月) までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。

7 その他

(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を6 の(4)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

イのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。 ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがない。

と認められるときに限る。)。

(3)無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- 委任状を提出しない代理人のした入札 1
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入 札
- 工 記名押印を欠く入札
- 金額を訂正した入札 オ
- 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札 力
- 丰
- 明らかに連合によると認められる入札 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入 札
- 2以上の意思表示をした入札
- 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行 コ 者が認めた場合の入札
- + その他入札に関する条件に違反した入札
- (4)落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の入札価格者であってため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の入札価格者であっ ても落札者とはならない場合がある。

(5)最低制限価格

設定しない。

- (6) 契約の締結
 - 契約書作成の要否 P
 - 契約の締結期限 イ

落札者決定の日から8日以内とする。

- ゥ 落札者からの契約締結の申出期限 落札者決定の日から7日以内とする。
- 契約保証金 (7)

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当 するときは、契約保証金の納付が免除される。

- 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被 保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を 提出したとき。
- 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって 締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
- その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 189 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 3 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 競争入札に付する事項
 - (1)委託業務の名称

平成 18 年度マニフェストの入力等業務

委託業務の内容 (2)

入札説明書及び仕様書のとおり

(3)委託期間

平成 18 年 4 月 3 日から平成 19 年 3 月 31 日まで

入札方法 (4)

入札金額は、平成 18 年度マニフェストの入力等業務委託に要する費用とする。

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費を係る課税事業者であるかを続きませます。 契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札 心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。

- 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 入札参加資格

熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する 要綱(平成 14 年熊本県告示第 516 号)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定 された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げる ところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

入札参加資格を得るための申請方法等

申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、 綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に 限る。)により提出すること。

入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先 熊本県出納局管理調達課資格審査班 (県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18番 1号 096-333-2581 (ダイヤルイン) 電話

入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 18 年 3 月 10 日 (金) から平成 18 年 3 月 15 日 (水) までの日 (県の休日を 除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資 格審査が入札に間に合わないことがある。

契約条項を示す場所

熊本県環境生活部廃棄物対策課(県庁行政棟新館5階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18番1号

096-333-2278 (ダイヤルイン) 電話

入札手続等

入札に関する事務を担当する部局の名称 (1)

4に記載のとおり

(2)入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所

交付期間

平成 18 年 3 月 10 日 (金) から平成 18 年 3 月 20 日 (月) までの日 (県の休日を 除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

交付場所

4に記載のとおり

入札及び開札の日時及び場所 (3)

日時

平成 18 年 3 月 22 日 (水) 午前 10 時から

場所 イ

熊本県庁本館9階902会議室

入札書の提出方法 (4)

5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。

その他

(1)入札、契約手続等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。

入札保証金 (2)

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額 を4の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又は

イのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。

入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共 団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわ たって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出した とき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがない と認められるときに限る。)。

(3)無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

入札に参加する資格を有しない者のした入札

委任状を提出しない代理人のした入札 1

- 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入 ウ 札
- 記名押印を欠く入札 工
- オ
- 金額を訂正した入札 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札 力
- 明らかに連合によると認められる入札 丰
- 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入 ク 札
- 2 以上の意思表示をした入札

民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行 者が認めた場合の入札

+ その他入札に関する条件に違反した入札

(4)落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申 込みをしたものを落札者とする。

ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定 に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った 価格で入札を行った者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを した者であっても落札者とはならない場合がある。

最低制限価格

契約の締結 (6)

7 契約書作成の要否

契約の締結期限 1

落札者決定の日から8日以内とする。

落札者からの契約締結の申出期限 ゥ 落札者決定の日から7日以内とする。

契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当 するときは、契約保証金の納付が免除される。

契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被 保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を 提出したとき。

契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。

その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 190 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 3 月 10 日

義 熊本県知事 潮 谷 子

- 競争入札に付する事項
 - 委託業務の名称 (1)

平成 18 年度地下水位観測等業務

委託業務の内容 (2)

入札説明書及び仕様書のとおり

(3)委託期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで

入札方法 (4)

入札金額は、平成18年度地下水位観測等業務に要する費用とする。 7

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに 相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及 び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札 心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。

入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関 する要綱(平成14年熊本県告示第516号)による審査のうえ、入札参加資格を有す ると決定された者であること。
- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。 (2)

熊本県内に本店、支店又は営業所等を有し、常駐者が配置されていること。 仕様書に掲げる地下水位観測機器の取扱いに精通していること。

1

観測機器の部品及び消耗品の在庫を確保していること。

業務遂行上必要な機器及び道具等を有していること 工

- 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者 (3)又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けて いること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者

又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けて いること。

- 5の(3)のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指 名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でない
- 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、 競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

提出期間

平成 18 年 3 月 10 日 (金) から平成 18 年 3 月 15 日 (水) までの日 (県の休日を 除く。)の午前8時30分から午後5時15分の間及び平成18年3月16日(木)の午 前8時30分から正午までとする。

提出場所

4に記載のとおり

提出方法 (3)

4に記載の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

契約条項を示す場所

熊本 県 環 境 生 活 部 環 境 保 全 課 水 保 全 対 策 室 地 下 水 保 全 班 (県 庁 行 政 棟 新 館 5 階) 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18番1号 電話 096-333-2272

入札手続等

入札に関する事務を担当する部局の名称 (1)

4に記載のとおり

(2)入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所

交付期間

平成 18 年 3 月 10 日 (金) から平成 18 年 3 月 20 日 (月) までの日 (県の休日を 除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

交付場所

4に記載のとおり

入札及び開札の日時及び場所 (3)

日時

平成 18 年 3 月 22 日 (水) 午前 11 時から

場所

熊本県庁入札室(県庁行政棟本館地下1階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

096 - 383 - 1111 電話 内線 6022

入札書の提出方法 (4)

5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。

その他

入札、契約手続等において使用する言語及び通貨 (1)日本語及び日本国通貨とする。

入札保証金 (2)

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額 を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又は

イのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。

入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共 団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわ たって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出した とき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがない と認められるときに限る。)。

(3)無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

入札に参加する資格を有しない者のした入札 ア

委任状を提出しない代理人のした入札 1

所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入 ウ

記名押印を欠く入札 工

オ

金額を訂正した入札 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札 力

明らかに連合によると認められる入札 丰

同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入 ク

2以上の意思表示をした入札

コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行 者が認めた場合の入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(5) 最低制限価格

無

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

登載依頼

有明海自動車航送船組合組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成 18 年 3 月 10 日

> 有明海自動車航送船組合 管理者 長崎県知事 金 子 原二郎

有明海自動車航送船組合規則第1号

有明海自動車航送船組合組織規則の一部を改正する規則

有明海自動車航送船組合組織規則(昭和33年有明海自動車航送船組合規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

2 長崎県雲仙市国見町

別表第1多比良営業所の項中「長崎県南高来郡国見町土黒」を「長崎県雲仙市国見町土黒」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年1月16日から適用する。

熊本県企業局告示第1号

地方公営企業法 (昭和 27 年法律第 292 号) 第 33 条の 2 の規定により、熊本県営有料駐車場及び熊本県営第二有料駐車場の料金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 18 年 3 月 10 日

熊本県公営企業管理者 永 田 明 紘

1 受託者

熊本市榎町 3348 番 3 株式会社 熊本県弘済会

代表取締役 宮本徳光

2 徵収場所

熊本市安政町3番9号

熊本県営有料駐車場料金徴収所

3 委託期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで

熊本県グリーン購入推進方針リサイクル建設資材判断基準等検討委員会公告第1号

第2回熊本県グリーン購入推進方針リサイクル建設資材判断基準等検討委員会の会議を、 次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 18 年 3 月 10 日

熊本県グリーン購入推進方針リサイクル建設資材判断基準等検討委員会 会長 三 井 宜 之

1 開催日時

平成 18 年 3 月 20 日 (月) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

2 開催場所

熊本県熊本市水前寺公園 28-51

熊本テルサ たい樹

- 3 会議内容
 - (1) 平成18年度熊本県グリーン購入推進方針に定めるリサイクル建設資材の品目及び判断基準について
 - (2) 平成18年度熊本県グリーン購入推進方針に定めるリサイクル建設資材の判断基準の適合性に係る確認方法について
 - (3) 意見交換
- 4 傍聴者の定員

10 人

- 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受け付けのうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目 18番1号

熊本県グリーン購入推進方針リサイクル建設資材判断基準等検討委員会事務局(熊本 県環境生活部環境政策課)

(電話 096-333-2262)

熊本県教育委員会告示第5号

熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号)第5条第6項の規定により、次の熊本県重要文化財の指定が平成17年12月27日付けで解除されたので、同第5条第7項の規定により告示する。

平成 18 年 3 月 10 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

種別	文化財の名称	員 数	所 在 地	所 有 者
重要文化財	江藤家住宅	2 棟	熊本県菊池郡大津町大字陣内 1652 番地	江藤武紀
(建造物)				